

訪問看護ステーション 花うさぎ
(介護保険・医療保険)
重要事項説明書

ご利用者氏名

訪問看護ステーション 花うさぎ

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 太陽ライフサポート
代表者氏名	代表取締役 三山 哲緒
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県 豊岡市 中央町 4-12 事業本部 TEL 0796-24-3013 FAX 0796-24-3213
法人設立年月日	平成25年7月12日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション 花うさぎ
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号) 2864490137
事業所所在地	兵庫県 豊岡市 下宮 2-8
連絡先 相談担当者名	TEL 0796-20-8152 FAX 0796-24-3213 訪問看護事業部 担当 井上 望
事業所の通常の 事業の実施地域	兵庫県 豊岡市 (旧豊岡市地域のみ) (その他の地域は相談による)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護及び指定予防介護予防訪問看護事業の適正な運用及び適正な提供を確保することを目的とする。
運営の方針	訪問看護の提供により健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養ができるよう努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月・火・水・木・金（土日・祝日及び12月30日～1月3日）
営 業 時 間	9：00～16：30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月・火・水・木・金（土日・祝日及び12月30日～1月3日）
サービス提供時間	9：00～16：30（緊急時及び支援が必要な場合はこの限りでない）

(5) 事業所の職員体制

管理者	（職名）管理者（氏名）井上 望
-----	-----------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 2 名
看護職員（看護師・准看護師・理学療法士）	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	非常勤 5 名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤兼務 1 名

(1) 提供するサービスの内容について

サービス提供時間帯	サービス提供時間数 20 分未満 (週に 1 回以上)		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	要介護 単 位	要支援 単 位	要介護 単 位	要支援 単 位	要 介 護 単 位	要支援 単 位	要 介 護 単 位	要 支 援 単 位
昼間（基本単位） （上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合）	3 1 4	3 0 3	4 7 1	4 5 1	8 2 3	7 9 4	1128	10890
	90/100	90/100	90/100	90/100	90/100	90/100	90/100	90/100
早朝・夜間加算	1. 2 5 %							
深夜加算	1. 5 0 %							

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1日に2回までの場合 (1回当たりの単位)		1日に2回を超えて行う場合 (2回以上の1回当たりの単位)	
	要介護単位	要支援単位	要介護単位	要支援単位
昼間	294	284	265	142
早朝・夜間	1. 25%			
深夜	1. 50%			

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

※ 指定（介護予防）訪問看護ステーション（加算）（減算）

加 算	加 算 単 位 数	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算 (訪問看護ステーション)	600単位	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	1月に1回
ターミナルケア加算	2,500単位	死亡月に1回(要支援者は除く)
初回加算(Ⅱ)	300単位	初回のみ
退院時共同指導加算	600単位	退院につき1回
看護介護職員連携強化加算	250単位	1月に1回
看護師体制強化加算Ⅰ	600単位	1月に1回
看護師体制強化加算Ⅱ	300単位	1月に1回
複数名訪問看護加算	254単位	1回当たり(30分未満)
複数名訪問看護加算	402単位	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	300単位	1回(90分以上の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位	1回当たり
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3単位	1回当たり
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問が看護師訪問を超えた場合	－8単位	1回当たり
12月を超えて予防訪問看護を実施した場合	－5単位	1回当たり(予防看護)
上記に加えリハビリ訪問が看護訪問を超えた場合	－15単位	1回当たり(予防看護)

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌^{かんりゅう}流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物(隣接する建物を含む)の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。また、一月当たりの利用者が50人以上居住する建物(隣接する建物を含む)の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。
同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。
同一の建物に20人以上又は50人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上又は50人以上居住する建物を言います。
(介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及び集合住宅) ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

利用料金 (医療保険)

訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (一日につき)

イ 保健師、助産師、看護師	週3日目まで5550円/日	週4日目以降：6550円/日
ロ 准看護師	週3日目まで5050円/日	週4日目以降：6050円/日
ハ 理学療法士等	5,550円/日	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者）		
イ 保健師、助産師、看護師	（1）同一日に2人	
	週3日目まで5550円/日	週4日目以降：6550円/日
	（2）同一日に3人以上	
	週3日目まで2780円/日	週4日目以降：3280円/日
ロ 准看護師	（1）同一日に2人	
	週3日目まで5050円/日	週4日目以降：6050円/日
	（2）同一日に3人以上	
	週3日目まで2530円/日	週4日目以降：3030円/日
ハ 理学療法士等	（1）同一日に2人	
	5550円/日	
	（2）同一日に3人以上	
	2780円/日	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）（外泊者）		
8500円	訪問看護基本療養費は算定できません。	
入院中に1回（基本告知第2の1に規定する疾病等（別表7. 8）の場合は入院中に2回に限り算定する。		

訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (Ⅱ) の加算

イ 1日に2回訪問した場合

難病等複数回訪問加算	(１) 同一建物内１人又は２人			４５００円
	(２) 同一建物内に３人以上			４０００円
	ロ １日に３回以上訪問した場合			
	(１) 同一建物内１人又は２人			８０００円
	(２) 同一建物内３人以上			７２００円
	【算定対象者】			
	①基準告示第２の１に規定する疾病等の利用者（別表７・８）			
	②特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者			
緊急時訪問加算	２６５０円（月１４日まで）２０００円（月１５日目以降） １日当たり			
	利用者やその家族の緊急の求めに応じて、２４時間往診及び訪問看護により対応できる体制を確保した診療所又は在宅療養支援病院の主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問診療を行った場合、加算できる。ただし、当該緊急時の訪問看護を行うには、過去１月以内に訪問看護を実施していない場合は算定できない。			
長時間訪問看護加算 （９０分以上）	５２００円/週１日			
	【算定対象者】			
	特別管理加算（別表内）の対象者への訪問看護			
	特別訪問看護指示書による訪問看護			
	５２００円/週３日			
	【算定対象者】			
	厚生労働大臣が定める者（基準告知第２の（２）に規定			
	イ １５歳未満の（準）超重症児			
乳幼児加算（６歳未満）	１５００円/日			
複数名訪問看護加算		同一建物内１人	同一建物内２人	同一建物内３人以上
	イ 看護師等	４５００円（週１日）	４５００円（週１日）	４０００円（週１日）
	ロ 准看護師	３８００円（週１日）	３８００円（週１日）	３４００円（週１日）
	ハ 看護補助者※１	３０００円（週３日）	３０００円（週３回）	２７００円（週３日）
	ニ 看護補助者※２	３０００円（１回/日）	３０００円（１回/日）	２７００円（１回/日）
	ホ 看護補助者※２	６０００円（２回/日）	６０００円（２回/日）	５７００円（２回/日）
	ホ 看護補助者※２	１００００円（３回/日）	１００００円（３回/日）	９０００円（３回/日）
	※１ 基準告示第２の４の（１）厚生労働大臣が定める者			
	※２ 基準告示第２の４の（２）厚生労働大臣が定める者			
夜間・早朝訪問看護加算	夜間午後６時～午後１０時まで又は 早朝午前６時～午前９時まで		２１００円/（１日１回のみ）	
深夜訪問看護加算	深夜午後１０時～翌６時まで		４２００円/（１日１回のみ）	

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） （１日につき）

イ 保健師・看護師・作業療法士	週３日まで		週４日目を以降
	３０分以上の場合５５５０円		３０分以上週４日以降の場合 ３２８０円
	３０分未満の場合４２５０円		３０分未満週４日以降の場合 ２５５０円
ロ 准看護師	３０分以上の場合５０５０円		３０分以上の場合６０５０円
	３０分未満の場合３８７０円		３０分未満の場合４７２０円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） （１日につき）同一建物居住者

イ 保健師・看護師・作業療法士	① 同一日２人まで	基本療養費Ⅰと同じ	
	② 同一日３人以上	３０分以上週３日まで ２７８０円	３０分以上週４日以降の場合 ３２８０円
		３０分未満週３日まで ２１３０円	３０分未満週４日以降の場合 ２５５０円
ロ 准看護師	① 同一日２人まで	基本療養費Ⅰと同じ	
	② 同一日３人以上	３０分以上週３日まで ２５３０円	３０分以上週４日以降の場合 ３０３０円
		３０分未満週３日まで １９４０円	３０分未満週４日以降の場合 ２３６０円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）（外泊時の訪問看護）	8 5 0 0 円
---------------------------	-----------

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）・（Ⅱ）の加算

精神科緊急訪問看護 加算	月 1 4 日目まで 2 6 5 0 円 月 1 5 日目以降 2 0 0 0 円 1 日当たり			
	【加算算定対象】			
	別表第 8・7 号対象者又は精神科特別訪問看護指示書による利用であって週に 4 日以上 の指定訪問看護が計画されている。 緊急時訪問加算の算定日前 1 月に訪問看護を実施している。			
長時間精神科訪問 加算	別表 8 号（特別管理加算）に掲げる者	5 2 0 0 円（週 1 回）		
	精神科特別訪問看護指示書に係る利用者			
	厚生労働大臣が定める者（※精神科以外と同様）	5 2 0 0 円（週 3 回）		
	【算定対象】 長時間訪問を要する者（基準告示第 2 の 3 の（1）に規定） が 1 回の訪問看護が 9 0 分を超える場合について、週に 1 回又は 3 回を上限として算定 することができる。 ※ イ 特別管理加算（別表 8）の対象者への訪問看護 週 1 回 ロ 特別訪問看護指示書・精神科訪問看護特別訪問看護指示書による訪問看護 週 1 回 ハ 厚生労働大臣が定める者（基準告示第 2 の 3 の（2）に規定 週 3 回			
複数名精神科訪問看 護加算 （3 0 分未満は除く）		同一建物内 1 人	同一建物内 2 人	同一建物内 3 人以上
	イ 保健師 看護師 作業療法士	4 5 0 0 円（1 回/日）	4 5 0 0 円（1 回/日）	4 0 0 0 円（1 回/日）
		9 0 0 0 円（2 回/日）	9 0 0 0 円（2 回/日）	8 1 0 0 円（2 回/日）
		1 4 5 0 0 円（3 回以上/日）	1 4 5 0 0 円（3 回以上/日）	1 3 0 0 0 円（3 回以上/日）
	ロ 准看護師	3 8 0 0 円（1 回/日）	3 8 0 0 円（1 回/日）	3 4 0 0 円（1 回/日）
		7 6 0 0 円（2 回/日）	7 6 0 0 円（2 回/日）	6 8 0 0 円（2 回/日）
		1 2 4 0 0 円（3 回以上/日）	1 2 4 0 0 円（3 回以上/日）	1 1 2 0 0 円（3 回以上/日）
	ハ 看護補助者 精神保健 福祉士	3 0 0 0 円（1 回/日）	3 0 0 0 円（1 回/日）	2 7 0 0 円（1 回/日）
【算定対象】 精神科特別訪問看護指示書の「複数回訪問の必要性」の欄に「あり」と記載されているもの 複数名の者が、3 0 分以上滞在が必要な場合				
夜間・早朝訪問看護 加算	2 1 0 0 円	深夜訪問看護加算	4 2 0 0 円	
【算定対象】 夜間・早朝については、午後 6 時から午後 1 0 時まで及び午前 6 時から午前 9 時まで 深夜については、午後 1 0 時から翌朝 6 時まで ※ 当該時間帯の訪問が発生した場合は緊急時訪問看護加算と併せて算定できる。				
精神科複数回訪問加算				
1 日に 2 回	4 5 0 0 円	1 日に 3 回以上	8 0 0 0 円	
【算定対象】 医科点表の区分番号 1016 に掲げる精神科在宅患者支援管理料 1（ハを除く）又は 2 を算定する利用者に対して、主治医の指示に 基づき 1 日 2 回又は 3 回以上の訪問看護を行った場合				

訪問看護管理療養費（イ、ロ、ハ以外）

月の月初の場合	7 6 7 0 円（月 1 回）	月の 2 日 目 以 降 の 訪 問 日 の 場 合	2 5 0 0 円（1 回訪問あたり）
【算定要件】 主治医にたいして訪問看護計画書・報告書を提出するとともに連携確保、訪問看護計画の見直しをすること。 休日・祝日等も含めた計画的な管理をすること。 褥創に関する危険因子の評価を行い、褥瘡に関する危険因子がある場合は褥瘡マネジメント（褥瘡に関する看護計画）を踏まえ記録すること。 利用者数等褥瘡対策の実態状況を「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書（7 月 1 日現在）」にて報告すること。 理学療法士等が関わる場合は看護師と連携し訪問看護計画書を作成し適切な評価を行うこと。			

複数の訪問看護と連携を図り目標の設定、計画の立案、訪問看護の実施及び評価を共有すること。
グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の利用者に対して適切な連携を図ること。
衛生材料を使用している利用者について療養に必要な衛生材料が適切に使用されているか、訪問看護報告書に記載して主治医に報告し、療養生活を整えること。

訪問看護管理療養費の加算

24時間対応体制加算	6800円/月に1回
	【算定対象者】 電話等に常時対応できる緊急訪問看護を必要に応じて行える体制があること。
特別管理加算（週4日以上訪問看護の加算可）	
特別な管理のうち重症度等の高い場合	5000円/月
【算定要件】 （ア）在宅患者悪性腫瘍等患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	
特別な管理を要する場合	2500円/月
（イ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 （ウ）人工肛門又は人工膀胱設置している状態にある者 （エ）真皮を超える褥瘡の状態にある者 （オ）在宅訪問点滴注射管理指導料を算定している者	
退院時共同指導加算	8000円（入院中）
	【算定対象者】 病院又は介護医療院の退院や介護老人保健施設の退所に当たって訪問看護ステーションが入院期間の医師又は看護師と共同して在宅療養生活の指導を行い、文章で指導内容を提供した場合、算定別表7、8に規定するものは2回まで算定可能
特別管理指導加算	2000円
	【算定要件】 特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算（8000円）に特別管理指導加算（2000円）を上乗せ算定する。
退院指導加算（退院した当日の訪問看護の評価）	【算定要件】 別表7、8の対象者や退院時共同指導加算（8000円）に特別管理指導加算（2000円）を上乗せ算定する。
在宅患者連携指導加算	3000円
	【算定要件】 ※要介護者等は算定不可 月2回以上医療関係職種間で文章を共有
看護・介護職員連携強化加算	2500円/月
	【算定要件】 喀痰吸引等を行う介護職員等と同行訪問した月に加算 24時間体制がとれていること。 急変時対応の助言、特定行為業務の確認、連帯体制の会議に参加
訪問看護ターミナル療養費1	25000円
	【算定要件】 在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、支援体制を家族に説明してターミナルケアを行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費2	10000円
	【算定要件】 特別養護老人ホームが看取り介護加算を算定している場合

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、片道の距離が1kmあたり50円の交通費の実費を請求いたします。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの実費料金の 20%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない 場合	1 提供当りの実費料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

③ 死後の処置として、12,000円として請求致します。※希望時のみ

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月22日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の26日までに、下記の方法によりお支払い下さい。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替 (イ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 医療保険にて訪問する場合、医療保険証・限度額証・医療給付受給者票・医療手帳・被爆者手帳・被害者健康手帳・介護券が必要となります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師職員・氏名 井上 望
-------------	---------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 業務継続計画の実施について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次の措置を講ずるものとする。

事業継続（BCP）に関する責任者の選定

- 1 事業継続に関する責任者の選定
- 2 事業継続に係る委員会の設置
- 3 感染症発生時及び災害発生時に実際に対応実施できるための研修及び訓練の実施
- 4 実際に対応できるように、事業継続計画（BCP）の定期的な見直の実施

9 身体拘束防止について

利用者の意思及び人格を尊重し、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は

原則として行いません。ただし、利用者または第三者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、必要最小限限度の範囲で身体拘束を行うことがあります。その際には、記録を残し、関係者への報告・説明を行います。また、身体拘束防止及び適正な実施をするため、以下の取組を行います。

- ・身体拘束防止委員会の設置
- ・指針の整備
- ・職員への定期研修の実施

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保株式会社
保険名	あんしん総合保険（公益財団法人 日本訪問看護財団）
補償の概要	訪問看護ステーション賠償責任保険

1 3 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 4 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 6 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 7 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 8 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (株式会社 太陽ライフサポート) 総合相談受付	所在地 兵庫県豊岡市中央町4-12 電話番号 0796-24-3013 ファックス番号 0796-24-3213 受付時間 9:00~17:00 (平日のみ) ※土・日・祝日 12月30日~1月3日を除く
【市町村(保険者)の窓口】 (豊岡市 健康福祉部 高年介護課)	所在地 兵庫県 豊岡市 立野12-12 電話番号 0796-24-2401 受付時間 8:30~17:15 (平日のみ)
【都道府県指定者の窓口】 (兵庫県但馬県民局 健康福祉事務所) (監査福祉課)	所在地 兵庫県 豊岡市 幸町 7-11 電話番号 0796-26-3669 受付時間 9:00~17:15 (平日のみ)
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 兵庫県 神戸市 中央区 三宮町 1丁目9番地1-1801号 電話番号 078-332-5617 受付時間 9:00~17:15 (平日のみ)

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------------------

20 24時間対応の緊急対応について説明を受け対応を希望します。

同意日 年 月 日

21 終末期に於いて、ターミナルケア対応を行う旨の説明を受けその時にはターミナルケア対応を希望します。

同意日 年 月 日

上記内容について、指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるに基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県 豊岡市 中央町 4-12
	法人名	株式会社 太陽ライフサポート
	代表者名	代表取締役 三 山 哲 緒 印
	事業所所在地	兵庫県 豊岡市 下宮 2-8
	事業所名	訪問看護ステーション 花うさぎ
	説明者氏名	管理者 井 上 望 印

上記内容の説明を事業者から確かに受け同意します。

利用者	住所	
	氏 名	印

代理人	住所	
	氏 名	印

